

遺跡の森総合公園等省エネ化推進事業 事前調査業務 仕様書

1. 事業目的

美里町では、公共施設の設備老朽化に伴う照明設備・空調設備等の改修が喫緊の課題となっている。本省エネ化推進事業においては、設備更改による高効率化を実現すると同時に、運用・調達の総合的な改善によるエネルギー消費の抑制・温室効果ガス排出量の削減を目指すものとする。

本事前調査業務では、来年度以降の実施を予定している省エネ化推進事業の全対象について、改修方針の策定・概算事業費の算出を行うと同時に、補助事業適用を合わせて実施することで、最も費用対効果の高い事業実現を目指す。また、事業後における継続的・効率的な施設運営のため、維持管理や省エネコンサルティングの在り方等に関する計画を策定する。

2. 履行期間

委託契約締結日～平成31年2月28日（木）まで

3. 調査対象施設

(1) 遺跡の森総合公園内施設

遺跡の森館・コミュニティセンター（中央公民館）・森の図書館・保健センター・町民体育館・町民武道館・遺跡の森総合グラウンド・遺跡の森テニスコート・街路灯等其他施設

(2) 遺跡の森総合公園外施設

体育広場（東児玉小学校東側）・大沢小学校校庭・大沢小学校体育館

4. 対象施設ごとの調査対象項目

対象施設ごとの調査対象項目について、表1に示す。

表1の「○」の施設・設備において、「5. 業務内容」に掲げる項目を実施する。

表 1.対象施設及び改修対象項目

施設名		空調改修	照明 LED 化	躯体改修	バリアフリー化
遺跡の森 総合公園 内	遺跡の森館	○(※)	○(※)	○	○
	コミュニティセンター (中央公民館)	○(※)	○(※)	○	○
	森の図書館				
	保健センター	○(※)	○(※)	○	○
	町民体育館	—	○(※)	—	—
	町民武道館	—	○(※)	—	—
	総合グラウンド	—	○(※)	—	—
	テニスコート	—	○(※)	—	—
	街路灯等その他施設	—	○(※)	—	—
遺跡の森 総合公園 外	体育広場	—	○(※)	—	—
	大沢小学校校庭	—	○(※)	—	—
	大沢小学校体育館	—	○(※)	—	—

(※) 項目は、来年度予定事業として最優先の実施を予定している。

5. 業務内容

(1) 調査対象施設・設備の現状調査、資料収集及びエネルギー使用実績の整理

上記「表 1.対象施設及び対象項目一覧」に示す施設ごとに、次の項目を実施する。

- ① 必要な設備機器・図面等の収集及び整理
- ② エネルギー使用実績の収集及び整理

(2) 現状調査に基づく改修事業の計画策定及びリース事業仕様書案の策定

- ① 空調・照明等エネルギー使用設備の改修（事業実施対象施設の選定を含む。）

改修方針の策定、機器の選定、工事概要の検討、それらを基にした簡易図面の作成、概算事業費の算出及び CO2 削減効果の算定を実施する。

- ② 省エネ・低炭素化に資する躯体の改修（事業実施対象施設の選定を含む。）

改修方針の策定、工事概要の検討、それらを基にした簡易図面の作成、概算事業費の算出及び CO2 削減効果の算定を実施する。

- ③ バリアフリー化に関する改修（事業実施対象施設の選定を含む。）

改修方針の策定、工事概要の検討、それらを基にした簡易図面の作成及び概算事業費の算出を実施する。

④ 維持管理計画及び所有権移転関連計画

維持管理業務項目・業務頻度の設定、故障時対応方法の策定、概算金額の算出及び所有権移転計画を策定する。

⑤ リース業務仕様書案の策定

上記で策定する計画を受け、事業実施範囲・補助事業の活用・事業期間等に配慮したリース業務仕様書案を策定する。

(3) 省エネコンサルティングの計画策定及び業務仕様書案の策定

① 効果計測・分析、省エネルギー対策の立案

エネルギー使用データの収集・効果計測に関する計画を立案すると共に、課題抽出や対策立案の実施計画を策定する。

② 低炭素型エネルギーの供給計画

対象施設における低炭素型エネルギーの活用可能性について検討を行い、調達に関する計画を立案する（エネルギー会社等との契約変更手続きについても計画を策定）。

③ 業務仕様書案の策定

本業務を実現するために適当な事業実施形態を検討し、業務仕様書案を策定する。

(4) 本事業に適用可能な補助事業の選定及び申請支援

費用対効果を考慮した上で、最適な補助事業の選定及び補助事業申請に必要な書類・図面等の準備を実施する。

6. 成果品

(1) 調査報告書（両面印刷（カラー）） 5部

(2) 調査報告書原稿データ（CD-R） 1部

※原稿データについては、PDF 版及び Word や Excel で作成した電子データを納入すること。

7. 納入場所

美里町教育委員会事務局 生涯学習係

8. 付帯要件

(1) 受託者は、委託者と十分協議の上、本業務を実施しなければならない。

(2) 本業務に必要な資料については、必要に応じて委託者が受託者に提供する。

(3) 受託者は、本契約を履行する上で知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

- (4) 作業にあたり、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、委託者の負担により対処するものとする。
- (5) 本業務の成果品に関する一切の権利は委託者に帰属するものとする。
- (6) 受託者は委託者の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。

9. 完了検査、引き渡し及び請求

履行期間完了日までに成果品を提出するものとする。

なお、完了検査は、成果品の引渡しの際、委託者が受託者の立会いのうえ行うものとする。なお、委託料の支払方法については精算払とし、各実施項目の遂行及び成果品の提出により、支払金額を確定させる。

10. 仕様の変更等

- (1) 委託者は、やむを得ない事情により仕様を変更する場合には、あらかじめ受託者の承認を得ること。
- (2) 仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者が協議して定めた上、受託者は委託者の指示に従うこと。

11. その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が随時協議のうえ決定する。